

住宅耐震改修特別控除を受ける方の記載例

給与所得についての年末調整を受けた方で、住宅耐震改修特別控除を受ける方の記載例

手順1
13ページ参照

手順2
14ページ参照

手順3
18ページ参照

税務署長 ○○ 平成27年2月16日		平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A		FA0110
住所 (又は居所) ○○市△△町x-xX-x	フリガナ コノノイタロウ	氏名 国税太郎	性別 男	世帯主の続柄 本人
平成27年1月1日住所 同上	生年月日 3/46/11/16	電話番号 xX-xXXX-XXXX	選挙区 xX-x	選挙区 xX-x

収入金額等	給与	⑦	7140000
	公的年金等	⑧	
	その他	⑨	
	配当一時	⑩	
所得金額	給与	①	5226000
	雑	②	
	配当一時	③	
	合計	⑤	5226000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥	
	小規模企業共済等掛金控除	⑦	
	生命保険料控除	⑧	
	地震保険料控除	⑨	
	寡婦、寡夫控除	⑩	0000
	勤労学生、障害者控除	⑪	0000
	配偶者(特別)控除	⑫	0000
	扶養控除	⑬	0000
	基礎控除	⑭	0000
	⑯から⑳までの計	⑯	2573197

税金	課税される所得金額	⑳	2652000
	上の㉑に対する税額	㉒	167700
	配当控除	㉓	
	(特定増改築等)区 住宅購入金等特別控除	㉔	
	政党等寄附金等特別控除	㉕	
	住宅耐震改修特別控除	㉖	126600
	住宅ローン特別控除	㉗	
	ふるさと納税	㉘	41100
	災害減免額	㉙	
	再差引所得税額 (基本所得税額)	㉚	41100
その他	復興特別所得税額 (㉛×2.1%)	㉛	863
	所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額	㉜	41963
	外国税額控除	㉝	
	所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額	㉞	171200
	所得税及び復興特別 所得税の 申告納税額	㉟	00
	還付される 税金	㊱	129237
	配偶者の合計所得金額	㊲	
	配偶者・一所得者の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	㊳	
	未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	㊴	
	申告期限までに 納付する金額	㊵	00

※ 復興特別所得税額㉛欄の記入をお忘れなく。

手順4
31ページ参照

手順4
29ページ参照

手順5
33ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

手順5
33ページ参照

還付される方のみ記入
税金のある

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にていねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例②

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例③

8	0	0	0	0
7	0	0	0	0

【ご注意】

◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票(原本)」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。

(参考)「給与所得の源泉徴収票」

平成26年分 給与所得の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所又は居所 〇〇市△△町×-××-×					氏名	氏名(フリガナ) コケセイ タロウ 氏名(漢字) 国税 太郎				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額							
給与・賞与	7,140,000	2,260,000	2,573,197	1,712,000							
控除対象配偶者 の有無等	控除対象配偶者 控除の有無	控除対象扶養親族 の人数	障害者の 控除	社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額				
○	1	1	1	1,057,197	105,000	21,000					
(源泉) 住宅借入金等特別控除可能額	円		国民年金保険料等の金額	円		介護医療保険料の金額	90,000円				
原任開始年月日			配偶者の合計所得	円		新個人年金保険料の金額	円				
			新生命保険料の金額	25,000円		旧個人年金保険料の金額	25,000円				
			旧生命保険料の金額	35,000円		旧介護医療保険料の金額	円				
妻 良子	子 一郎	子 二郎(年少)	中途退職・退職		受給者生年月日						
1			26		〇		46 11 16				
支払者	住所(居所)又は所在地 〇〇区〇〇×-×-×					氏名又は名称 〇〇産業株式会社 (電話) ××-××××-××××					

○平成26年8月 住宅耐震改修に係る契約締結 (3ページ参照)

住宅耐震改修に関し
交付を受ける補助金等の額 400,000円

住宅耐震改修に係る
耐震工事の標準的な費用の額 1,666,000円

手順1
13ページ参照

手順2
14ページ参照

32ページ参照

手順6
34ページ参照

平成 26 年分の所得課税及び確定申告書A

住所 〇〇市△△町×-××-×
フリガナ 国税 太郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	給与 〇〇産業株式会社	7,140,000	171,200

○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等

○ 住民税に関する事項

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
国税 二郎	子	2006.6.1	

給与・公的年金等に係る所得以外(平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

配当割額控除額

寄附金税額控除

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
社会保険料控除		小規模企業共済等掛金控除	
合計		合計	

○ 配偶者の氏名 生年月日

○ 扶養控除額の合計

○ 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など

○ 特例適用条文等

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

【住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）】

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
(平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用)
氏名 国税 太郎

(平成 26 年分)

提出用

この明細書は、平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。
詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方用）」を使用してください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に係る耐震工事的標準的な費用の額	①	1,666,000	
①に関し交付を受ける補助金等の合計額	②	400,000	
(① - ②)	③	1,266,000	
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	2,500,000	
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	1,266,000	
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	126,600	(100円未満の端数切捨て)

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

「住宅耐震改修証明書」の「(2)(4)当該住宅耐震改修に係る耐震工事的標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます（平成 23 年 6 月 30 日以後に耐震改修に係る契約を締結した場合に限りです。）。

「住宅耐震改修証明書」の「(2)(c)当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
なお、平成 26 年分については、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合、耐震改修工事限度額は異なります。詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。

④の金額が 2 以上ある場合には、④の金額のうち最も高い耐震改修工事限度額が限度となります。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
なお、平成 26 年分については、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方用）」の⑥欄の金額との合計額を書きます。
また、住宅特定改修特別税額控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ 住宅耐震改修特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）」で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。

また、上記の計算明細書のほか、住宅耐震改修証明書や住民票の写しなどの書類を確定申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

なお、平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける方は、上記とは手続等が異なります。

詳しくは、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）」を参照してください。